

○内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則（堅田川漁業協同組合）の変更の内容

R8.8.17 変更認可

新	旧																				
（遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間中でなければならない。 <table> <tr> <th>ア 魚</th><th>イ 期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>6月1日から12月31日まで<u>の間に組合が公表して定める期間内</u></td></tr> <tr> <td>うなぎ</td><td>5月1日から12月31日まで<u>の間に組合が公表して定める期間内</u></td></tr> <tr> <td>えのは</td><td>3月1日から9月30日まで<u>の間に組合が公表して定める期間内</u></td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>8月1日から11月30日まで<u>の間に組合が公表して定める期間内</u></td></tr> </table>	ア 魚	イ 期間	あゆ	6月1日から12月31日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>	うなぎ	5月1日から12月31日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>	えのは	3月1日から9月30日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>	もくずがに	8月1日から11月30日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>	（遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間中でなければならない。 <table> <tr> <th>ア 魚</th><th>イ 期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>6月1日から12月31日まで_____</td></tr> <tr> <td>うなぎ</td><td>5月1日から12月31日まで_____</td></tr> <tr> <td>えのは</td><td>3月1日から9月30日まで_____</td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>8月1日から11月30日まで_____</td></tr> </table>	ア 魚	イ 期間	あゆ	6月1日から12月31日まで_____	うなぎ	5月1日から12月31日まで_____	えのは	3月1日から9月30日まで_____	もくずがに	8月1日から11月30日まで_____
ア 魚	イ 期間																				
あゆ	6月1日から12月31日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>																				
うなぎ	5月1日から12月31日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>																				
えのは	3月1日から9月30日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>																				
もくずがに	8月1日から11月30日まで <u>の間に組合が公表して定める期間内</u>																				
ア 魚	イ 期間																				
あゆ	6月1日から12月31日まで_____																				
うなぎ	5月1日から12月31日まで_____																				
えのは	3月1日から9月30日まで_____																				
もくずがに	8月1日から11月30日まで_____																				
（遊漁料の額及び納付の方法） 第7条 （略） 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。	（遊漁料の額及び納付の方法） 第7条 （略） 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。																				

(遊漁券取扱所)

遊漁券取扱所	住所	連絡先
<u>(削除)</u>		
<u>1</u> 伊井野市郎	(略)	(略)
<u>2</u> 染矢石油	(略)	(略)
<u>3</u> 野々下商会	(略)	(略)
<u>4</u> 寺嶋酒店	(略)	(略)
<u>5</u> 津田商店	(略)	(略)
<u>6</u> (株) 道の駅 「やよい」番匠 おさかな館	(略)	(略)
<u>7</u> つりチケ	(略)	
<u>8</u> FISH PASS	<u>オンライン</u> https://www.fishpass.co.jp	
9 堅田川漁業 協同組合	佐伯市大字木立 6 9 8 7 番地	<u>090-7980- 3973</u>

(遊漁券取扱所)

遊漁券取扱所	住所	連絡先
<u>1</u> 青山自動車	<u>佐伯市青山大通</u> <u>5763</u>	<u>0972-26-1034</u>
<u>2</u> 伊井野市郎	(略)	(略)
<u>3</u> 染矢石油	(略)	(略)
<u>4</u> 野々下商会	(略)	(略)
<u>5</u> 寺嶋酒店	(略)	(略)
<u>6</u> 津田商店	(略)	(略)
<u>7</u> (株) 道の駅 「やよい」番匠 おさかな館	(略)	(略)
<u>8</u> つりチケ	(略)	
<u>(新設)</u>		
9 堅田川漁業協 同組合	佐伯市大字木立 6 9 8 7 番地	<u>090-7473-</u> <u>5787</u>